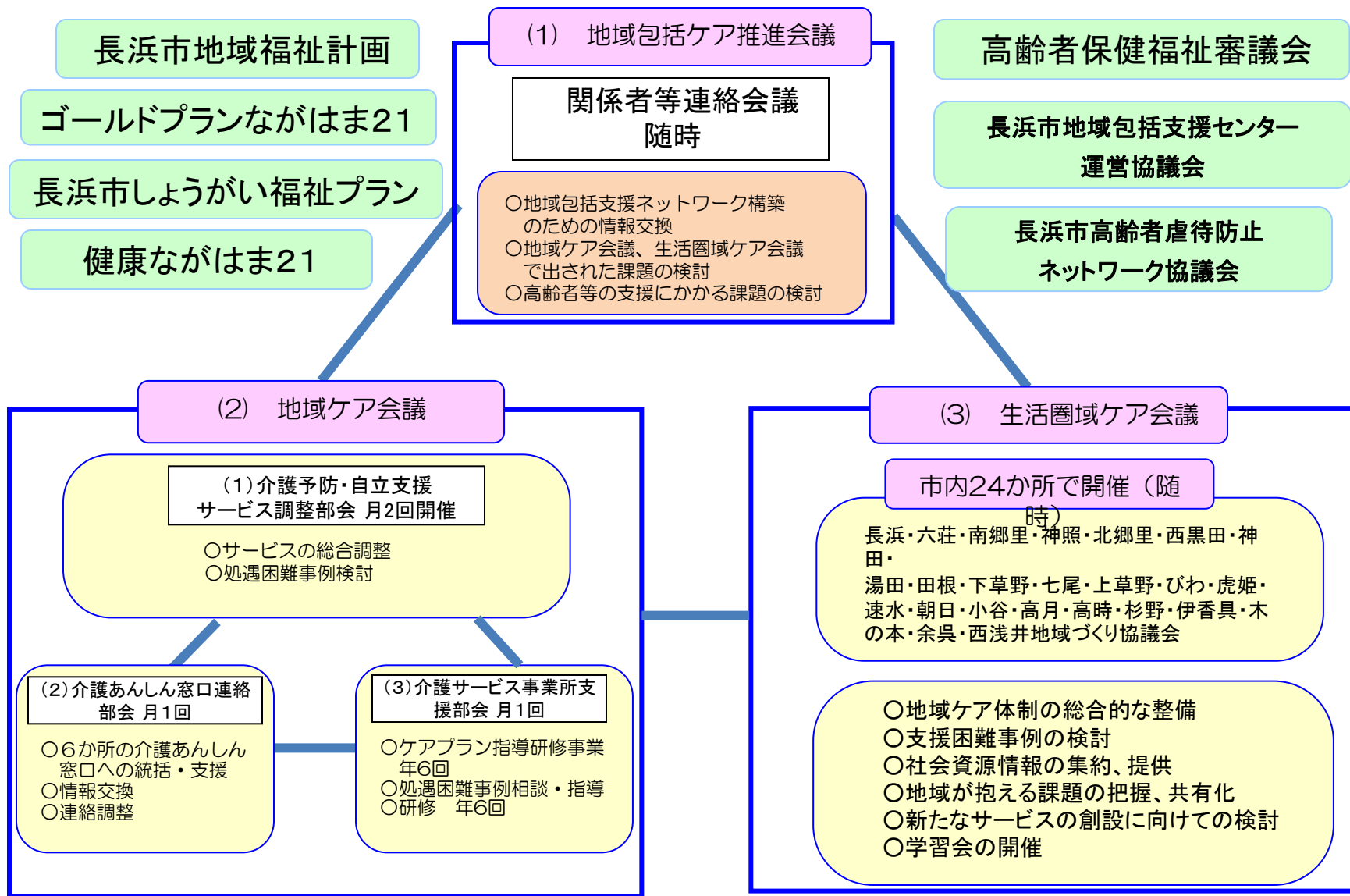




地域ぐるみで高齢者を支えるしくみ（長浜市地域包括ケア会議設置概念図）





地域包括ケアシステム構築に向けた取組事例（様式）

①区町村名	長浜市
②人口（※１）	１２３，１５９人（２４，３２％）
③高齢化率（※１） （６５歳以上、７５歳以上それぞれについて記載）	６５歳以上 ２９，９５９人（２４，３２％） ７５歳以上 １６，０２５人（１３，０１％）
① 取組の概要	長浜市では地域包括ケアシステム構築のため第５期ゴールドプラン長浜に①介護サービスの連携強化②介護予防推進③医療との連携強化④多様な生活支援サービスの確保や権利擁護⑤高齢者住まいの確保を地域の実情に応じて充実させていくよう掲げています。これらを推し進めるためには地域ケア会議の推進が必要で、長浜市では地域包括ケア会議には３つの会議があります。介護予防、自立支援サービス調整部会・介護サービス事業所支援部会を有する地域ケア会議、地域づくり協議会ごとに開催する生活圏域ケア会議と、各ケア会議からの課題を検討する地域包括ケア推進会議です。
⑤取組の特徴	生活圏域ケア会議は市に２４の地域づくり協議会の健康福祉部会等に地域包括支援センターの職員が出席し、地域に密着した情報共有、課題共有の場として要援護高齢者を含む地域に住むすべての６５歳以上の人とその家族・支援者を対象に効果的な介護予防事業等地域に応じた支援体制を総合的に調整、推進しています。
⑥開始年度	平成２４年度
⑦取組のこれまでの経緯	平成１８年の地域包括支援センターの発足にあわせ、「長浜市地域ケア会議設置運営要綱」を廃止し「長浜市地域包括ケア会議設置運営要領」を策定しました。 また、合併後、これまでの事業を見直し、第５期ゴールドプランで推進している地域包括支援システムの構築に併せ、新たな生活圏域ケア会議を設置することにしました。
⑧主な利用者と人数	２４の地域づくり協議会（未開催の協議会もあり）で約１０人出席をいただいて１から３回開催
⑨取組の実施主体及び関連する団体・組織	実施主体；地域包括支援課 関連組織；地域づくり協議会 健康福祉部会
⑩市区町村の関与（支援等）（※２）	
⑪国・都道府県の関与（支援等）（※３）	
⑫取組の課題	地域づくり協議会によって、活動状況が異なり、全て一律に生活圏域ケア会議を開催できない状況です。
⑬今後の取組予定	・各地域づくり協議会が取り組む高齢者に関連する事業や、定期的に健康福祉部会等に出席し、情報共有していきます。市の高齢者福祉施策に関する課題については、持ち帰り地域包括ケア精神会議で検討していきます。 ・地域づくり協議会と連携し、事業を進めていくことで地域と顔の見える関係



	を築き、地域に住む個々の事例のケア会議に発展するよう進めます。
⑭その他	
⑮担当部署及び連絡先	長浜市 地域包括支援課 0749-65-7841

- ※1 一部地域に限定した実施の場合は、当該地域の人口・高齢化率を（ ）内に記載してください。
- ※2 市町村から財政的支援が行われている場合には予算額等を含めて記載ください。
- ※3 国や都道府県から財政的支援を受けている場合は、補助金や交付金等の名称、額等を含めて記載ください。



長浜市地域包括ケア会議設置運営要領

(設置)

第1条 長浜市地域包括支援センター管理運営規則（平成18年長浜市規則第210号）第11条の規定により、介護予防・自立支援の観点から「地域包括支援ネットワーク」を構築するために、地域の保健福祉医療の関係者との情報交換、連携を図る目的で長浜市地域包括ケア会議（以下「会議」）を設置する。

(構成、業務内容)

第2条 地域包括支援ネットワークを構築するために次の会議を設ける。

(1) 地域包括ケア推進会議

名 称	業 務 内 容	構 成	回数
地域包括ケア推進会議	①地域包括支援ネットワーク構築のための情報交換 ②地域ケア会議、生活圏域ケア会議等で出された課題等の検討 ③高齢者支援等にかかる課題の検討 ④その他必要な事項の検討	・課内グループリーダー会議 ア、保健師 イ、社会福祉士 ウ、主任ケアマネージャー エ、予防企画グループ担当職員 オ、その他必要と認められる者 ・健康福祉部内関係者等連絡会議 部内の他課に関係する内容については、関係課と協議する。 （社会福祉課、しょうがい福祉課、子育て支援課、健康推進課、高齢福祉介護課、社会福祉協議会等の担当職員）	随時

(2) 地域ケア会議

名 称	業 務 内 容	構 成	回数
1) 介護予防・自立支援サービス調整部会	①介護予防サービスの総合調整 ②処遇困難事例の検討	ア、市立長浜病院（市立湖北病院）地域連携室職員 イ、高齢福祉介護課 介護保険グループ担当職員 ウ、社会福祉協議会職員（地域福祉担当） エ、介護予防事業担当職員 オ、介護あんしん窓口職員 カ、地域包括支援センター（保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャー）職員	各センターごとに月2回





		キ、地域包括支援センター（理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士等）職員 ク、その他必要と認められる者	
2) 介護あんしん窓口連絡部会	①高齢者支援方法についての報告・検討 ②情報提供、情報交換、連絡調整	ア、介護あんしん窓口職員 イ、地域包括支援センター（社会福祉士等）職員	月 1 回 程 度
3) 介護サービス事業所支援部会	①ケアプラン作成検討会 年 6 回 ②サービス担当者会議支援 随時 ③研修会等の開催 年 6 回	ア、居宅介護支援事業所 イ、介護保険サービス事業所 ウ、その他必要と認められる者	随時

（３）生活圏域ケア会議

生活圏域ごとに、開催する。

名 称	業 務 内 容	構 成	回数
生活圏域ケア会議	①支援を必要とする高齢者の情報交換、支援体制についての検討 ②地域の支え合い、地域課題の分析	保健医療福祉関係者・インフォーマルサービス関係者等から、生活圏域の実情に合わせ構成する 【関係者等の例】 地域づくり協議会、地区社協、民生委員児童委員、自治会役員、老人会、介護連絡員（郵便局、薬局・薬店）社会福祉協議会、介護支援専門員、介護サービス事業者、高齢福祉介護課、地域包括支援センター、各支所福祉生活課、介護あんしん窓口等	随時

（庶務）

第 3 条 庶務については地域包括ケア推進会議は地域包括支援課、地域ケア会議ならびに生活圏域ケア会議は地域包括支援センターが行うものとする。

附 則

この要領は平成 1 8 年 4 月 2 5 日から施行する。

長浜市地域ケア会議設置運営要綱（平成 1 2 年 1 0 月 1 日施行）は廃止する。

附 則

この要領は平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

長浜市地域包括ケア会議設置運営要領（平成 1 8 年 4 月 2 5 日施行）は廃止する。

